○経済産業省告示第九十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年四月三日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	
5173	株式会社東京ストアー	石川県金沢市西都二丁目四番地	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 平成二十五年一月十八日から平成二十六年一月十七日まで

○国土交通省告示第三百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年三月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5150号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固有気泡併用式以外のもの）	NQK－13D　型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲１丁目２番１号

○国土交通省告示第三百六十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年三月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4852号	落下傘付信号	PW　PARA RED　ROCK ET　MK８A	Drew Marine Signal & Safety UK Ltd.	先端部の仕様を変更したものを追加

○国土交通省告示第三百六十七号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九三二号	石丸　初男	北海道	平成二十五年三月十五日	苫小牧水先区
第一九三三号	市村　孝夫	埼玉県	平成二十五年三月十五日	仙台湾水先区
第一九三四号	増野　博幸	山口県	平成二十五年三月十五日	東京湾水先区
第一九三五号	長谷川弘一	栃木県	平成二十五年三月十五日	東京湾水先区
第一九三六号	坂部　正憲	神奈川県	平成二十五年三月十五日	東京湾水先区
第一九三七号	村田　雅文	熊本県	平成二十五年三月十五日	東京湾水先区
第一九三八号	木場　弘幸	埼玉県	平成二十五年三月十五日	東京湾水先区
第一九三九号	池澤　清孝	埼玉県	平成二十五年三月十五日	東京湾水先区
第一九四〇号	岡本　幹男	富山県	平成二十五年三月十五日	新潟水先区
第一九四一号	矢後　則男	富山県	平成二十五年三月十五日	伏木水先区
第一九四二号	田中　敏彦	神奈川県	平成二十五年三月十五日	伊勢三河湾水先区
第一九四三号	町　裕次	鹿児島県	平成二十五年三月十五日	伊勢三河湾水先区
第一九四四号	森内　芳卓	神奈川県	平成二十五年三月十五日	伊勢三河湾水先区
第一九四五号	中山未知生	愛知県	平成二十五年三月十五日	伊勢三河湾水先区
第一九四六号	杉山　重三	愛媛県	平成二十五年三月十五日	大阪湾水先区
第一九四七号	新谷　和之	兵庫県	平成二十五年三月十五日	大阪湾水先区
第一九四八号	上池　静夫	香川県	平成二十五年三月十五日	内海水先区
第一九四九号	末吉　光郎	鹿児島県	平成二十五年三月十五日	内海水先区
第一九五〇号	前原　武人	福岡県	平成二十五年三月十五日	関門水先区

○国土交通省告示第三百六十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

アウェイ建築評価ネット株式会社　東京都新宿区揚場町一番二十号

二　変更する年月日

平成二十五年四月十五日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

飯田橋支店　東京都新宿区揚場町二番十六号

○国土交通省告示第三百六十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　3

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本造園建設業協会

(三)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　9

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本機械土工協会

(三)　変更年月日　平成二十四年八月一日

(一)　登録番号　16

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人日本鳶工業連合会

(三)　変更後の代表者の氏名　永井　克弘

(四)　変更年月日　平成二十五年二月六日